

**須頃郷第1号公園整備・管理運営事業者募集事業
公募設置等指針**

令和4年12月

三条市・燕市

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称 <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="background-color: #e0f0ff;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="background-color: #ffe0ff;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">従前</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td> <td style="background-color: #ffe0ff;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;">新制度</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">収益を充当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="background-color: #ffe0ff;">公的資金</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当			公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)											
従前	民間資金	公的資金											
新制度	民間資金	収益を充当											
		公的資金											
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子ども遊び場、等 												
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの 												
<p>管理運営区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認定計画提出者が、公園管理者より管理許可を受けて、維持管理を行う区域 												
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔 												
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの 												
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画 												
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者 												
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者 												

目 次

第1章 事業の概要

1	名称	1
2	事業の目的	1
3	須頃郷第1号公園の概要	1
4	本事業に関する基本コンセプト	2
5	事業範囲	2
(1)	事業内容	2
(2)	整備対象区域（管理運営区域）	2
(3)	事業イメージ	2
(4)	費用及び役割分担	3
(5)	事業の流れ	4

第2章 公募対象公園施設等の設置に係る事項

1	公募対象公園施設の建設に関する事項	5
(1)	公募対象公園施設の種類	5
(2)	整備に関する条件	5
(3)	管理運営に関する条件	6
(4)	公募対象公園施設の場所	7
(5)	公募対象公園施設の設置管理許可及び供用開始時期	7
(6)	公募対象公園施設の使用料の額の最低額	7
2	特定公園施設の建設に関する事項	7
(1)	特定公園施設の種類	7
(2)	整備に関する条件	8
(3)	設計・工事等について	8
(4)	植栽の取扱いについて	9
3	利便増進施設の設置に関する事項	9
(1)	利便増進施設の設置について	9
(2)	利便増進施設を設置する場合の使用料	9
4	公園と一体となった道路空間に関する事項	9
(1)	提案内容	9
(2)	道路の位置付け等	9
(3)	提案の条件等	10
(4)	整備について	10
5	須頃郷第1号公園の環境の維持及び向上を図るための管理運営事項	10
(1)	公募対象公園施設の管理運営について	10
(2)	特定公園施設の管理運営について	10
(3)	利便増進施設の管理運営について	10
6	認定の有効期間	10

第3章 公募の実施に関する事項等

1	公募への参加資格等	11
(1)	応募の制限	11
(2)	応募者の資格	11

(3) 応募条件	11
2 設置管理の許可	12

第4章 公募の手続に関する事項等

1 スケジュール	13
2 応募手続き	13
(1) 公募説明会	13
(2) 質問及び回答	13
(3) 公募設置等計画等の受付	13
3 受付期間	16
4 審査方法等	16
(1) 審査の流れ	16
(2) 選定委員会	17
(3) 評価の基準	17
(4) 結果通知	18
(5) 選定委員会の委員への接触の禁止等	18
5 公募設置等予定者等の決定	18
6 公募設置等計画の認定	19
7 認定公募設置等計画の変更	19
8 契約の締結等	19
(1) 基本協定	19
(2) 公募対象公園施設の設置管理許可	19
(3) 特定公園施設建設・譲渡契約	19
(4) 利便増進施設の占用許可	19
9 事業破綻時の措置	19
10 法規制等	20

第1章 事業の概要

1 名称

この事業の名称は、「須頃郷第1号公園整備・管理運営事業者募集事業」（以下「本事業」という。）とします。

2 事業の目的

須頃郷第1号公園は、上越新幹線とJR弥彦線が交差する燕三条駅と北陸自動車道の三条燕インターチェンジの目の前に位置し、三条市、燕市において重要な交通結節点にあります。

周辺には、産業支援施設である「燕三条地場産業振興センター」や大規模小売店舗などが立ち並ぶ商業・業務集積地などがあり市街地形成が進んでいるとともに、新たに「三条市立大学」や「三条看護・医療・歯科衛生専門学校」などの教育施設の設置により若年層の更なる交流人口の増加が見込まれており、多様なニーズへの対応が求められています。

そこで、現在未開設である本公園について、公募設置管理制度（P-PFI）により民間事業者のアイデアやノウハウを活用した公園施設の設置・維持管理を行うことで、公園利用者の利便性の向上や公園の維持管理コストの縮減を図りながら、都市のオープンスペースとしての魅力を高めていくものです。

3 須頃郷第1号公園の概要

所在地	三条市須頃3丁目地内・燕市井土巻5丁目地内
公園種別	近隣公園
公園面積	三条市5,968㎡、燕市10,528㎡、全体面積16,496㎡（実測面積）
主な公園施設	記念碑・モニュメント、耐震性貯水槽、地下水位観測用井戸
用途地域	準工業地域
建蔽率	<p>本事業における建蔽率の取扱いについては、三条市都市公園条例及び燕市都市公園条例に基づく建蔽率の適用になります。また、三条市及び燕市の面積に対しての適用になります。</p> <p><small>注：数値はすべて参酌基準</small></p> <p>最大34% 最大24% 最大12%*</p> <p>特例 + 2% 仮設公園施設 (令6⑤)</p> <p>特例 + 10% 屋根付広場等高い開放性を有する建築物 (令6④)</p> <p>*条例で 上乗せ可</p> <p>特例 + 20% 教養・文化施設で ・文化財保護法 に基づき指定された建築物 ・景観法に基づき指定された 建築物 ・歴史まちづくり法に基づき 指定された建築物 (令6③)</p> <p>合計で+10%までの範囲で併用可</p> <p>特例 + 10% ・休養施設、運動施設、 教養施設 ・災害応急対策に必要な施設 ・都道府県立自然公園の ための施設 (令6②)</p> <p>特例 + 10% 公募対象公園施設* (休養施設等に 該当しないもの) (令6⑥)</p> <p>通常建蔽率 2% 公園施設として設けられる建築物 (法4①本文)</p> <p><small>公募対象公園施設のうち、休養施設等に該当するものは、令6②を適用 *休養施設等に該当しない公募対象公園施設のみが設けられる場合に、条例で、公募対象公園施設について上乗せされた建蔽率に、高い開放性を有する建築物に係る建蔽率及び仮設公園施設に係る建蔽率をさらに上乗せすることも可能。</small></p> <p><都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン></p>

4 本事業に関する基本コンセプト

本公園の立地特性や歴史性、社会情勢の変化、事業の背景や利用者の新たなニーズ等を踏まえ、以下の点を重視した提案を募集します。

広域的な交通結節機能を活かした広域交流拠点づくり

交通結節点としての特性を活かした広域交流拠点として、にぎわいを創出することが可能な施設及び景観を備えた、県央地域の玄関口にふさわしい公園を目指します。

5 事業範囲

(1) 事業内容

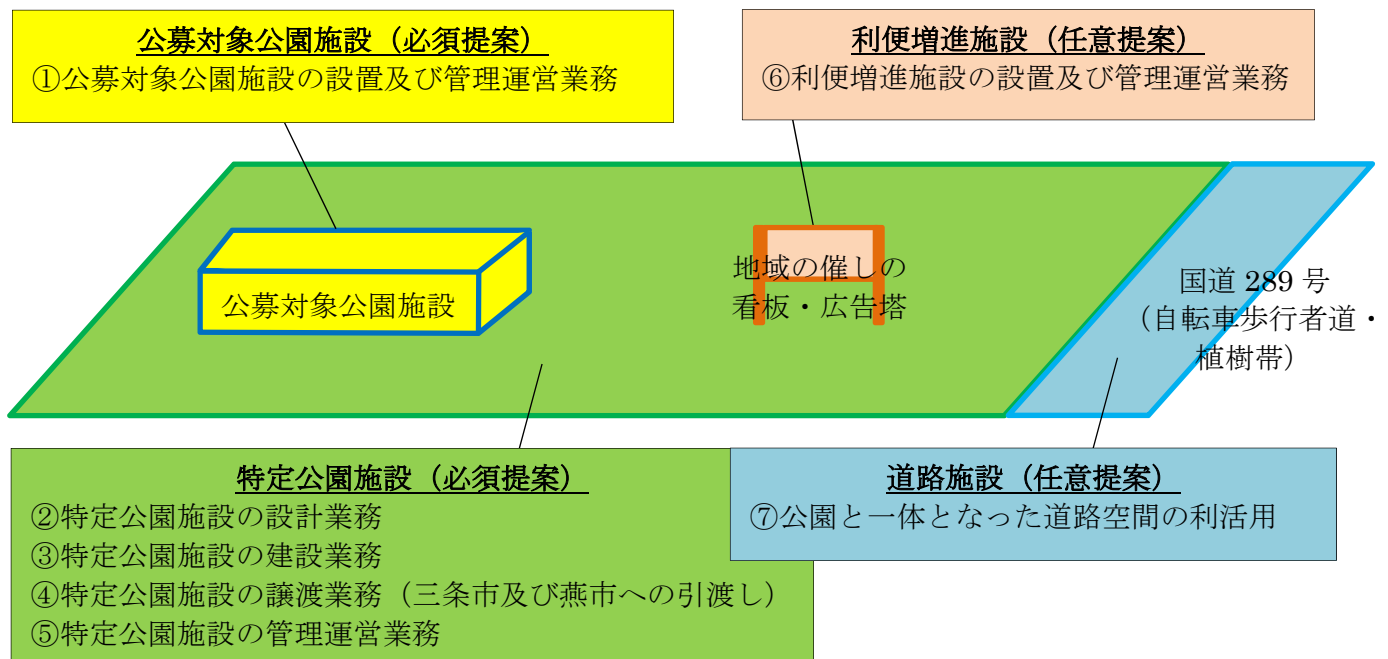
事業者には、須頃郷第1号公園において、以下の業務を行っていただくことを想定しています。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務
- ③ 特定公園施設の建設業務
- ④ 特定公園施設の譲渡業務（三条市及び燕市への引渡し）
- ⑤ 特定公園施設の管理運営業務
- ⑥ 利便増進施設の設置及び管理運営業務（任意提案）
- ⑦ 公園と一体となった道路空間の利活用（任意提案）

(2) 整備対象区域（管理運営区域）

整備対象区域（管理運営区域）は、図2「平面図・整備対象区域図」に示す範囲
整備対象区域面積：16,266㎡

(3) 事業イメージ



(4) 費用及び役割分担

認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表は以下に示すとおりとします。

表－１【認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表】

項目	公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設	道路施設 (国道 289 号)
	飲食店、売店等の 便益施設 など	園路・広場・駐車 場・トイレ・照明	地域の催しの 看板・広告塔等	公園と一体となった 道路空間の利活用
提案	必須	必須	任意	任意
	整備対象区域内において、提案が可能です。規模、数量、配置、管理運営計画等は認定計画提出者の提案とします。 ※収益等からの公園への貢献策についても提案してください。	公園全域において、提案を行ってください。規模、数量、配置、管理運営計画等は認定計画提出者の提案とします。	規模、数量、配置等は認定計画提出者の提案とします。	規模、配置等は認定計画提出者の提案とします。
整備 (設計含む)	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者 (設置管理許可に係る公園使用料を負担)	認定計画提出者 (設置許可に係る公園使用料は無し)	認定計画提出者 (道路占用料は無し)
	位置付け等	認定計画提出者が設置管理許可を受けて整備	認定計画提出者が設置許可を受けて整備	認定計画提出者が占用許可を受けて整備
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者 (設置管理許可に係る公園使用料を負担)	認定計画提出者 (管理許可に係る公園使用料は無し)	認定計画提出者 (道路占用料は無し)
	位置付け等	認定計画提出者が設置管理許可を受けて管理運営	認定計画提出者が管理許可を受けて管理運営	認定計画提出者が占用許可を受けて管理運営

(5) 事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

三条市及び燕市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

三条市及び燕市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、三条市及び燕市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、三条市及び燕市との間で協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 特定公園施設の譲渡契約の締結

認定計画提出者と三条市及び燕市との間で、特定公園施設の譲渡に関する契約を締結します。

⑤ 公募対象公園施設の設置及び管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

⑥ 特定公園施設の設計及び建設

特定公園施設に係る設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備を行っていただきます。

⑦ 特定公園施設の管理運営

全ての特定公園施設の引渡しを終了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者に特定公園施設の維持管理及び運営（イベントの実施、来場者の管理）を行っていただくことを予定しています。

⑧ 利便増進施設の設置及び管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

第2章 公募対象公園施設等の設置に係る事項

1 公募対象公園施設の建設に関する事項

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設等に該当するものとし、公園のにぎわいの創出に資する収益施設を提案してください。

提案に際しての条件は、以下のとおりとします。

(2) 整備に関する条件

- ① 公園施設の整備であることを十分理解し、公園利用者の利便性を高める施設を提案してください。なお、都市公園は公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音等により他の公園利用者の利用を著しく阻害するような施設等、公園への設置がふさわしくない施設は認めません。
- ② 整備対象区域内に新たに建築物を設置する場合の規模・数量（建築面積等）、配置等は、認定計画提出者の提案によるものとしますが、整備対象区域内に整備する特定公園施設が都市公園として一般公衆の自由な利用に供される施設であることを鑑みた規模の提案としてください。
- ③ 施設の用途や規模に応じ、施設内にトイレを整備してください。
- ④ 荷捌きスペースやごみ集積スペースを確保する場合は、施設内及び公募対象区域内に整備してください。園内を管理車両が通行することは可能ですが、通行可能な園路については三条市及び燕市と協議し、決定するものとします。
- ⑤ 都市公園法、建築基準法、消防法、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物とし、関係機関等への届出や検査など必要な手続を遅滞なく行ってください。
- ⑥ 公募対象公園施設は、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮し、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき整備するよう努めるものとします。
- ⑦ 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらないよう公園の安全性に配慮してください。
- ⑧ 室外機、設備機器などは周囲との調和や景観に配慮してください。
- ⑨ 施設に必要なインフラ（電気、ガス、上水道、排水設備等）は地下埋設を基本とし、認定計画提出者の負担にて整備してください。各インフラ管理者と協議が必要な場合は、認定計画提出者にて協議を行うものとします。
- ⑩ 設置許可又は管理許可を受けたときは、三条市都市公園条例及び燕市都市公園条例に基づく公園使用料が発生します。公園使用料は認定計画提出者が提案した使用料を三条市及び燕市に支払っていただきます。設置許可又は管理許可は、工事着手前までに受けるものとし、工事期間中も公園使用料が発生します。
- ⑪ 営業を終了する場合や許可期間が満了する際は、認定計画提出者の責任及び負担において、原状回復していただくことを基本とします。ただし、回復内容については三条市及び燕市と協議して決定するものとします。
- ⑫ 屋外に設置する自家用広告物及び管理用広告物については、新潟県屋外広告物条例に従ったものとしてください。
- ⑬ 公募対象公園施設の設計・工事について
 - ・認定計画提出者は公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を三条市及び燕市に提出し、内容について承諾を受けていただきます。設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求める場合があります。
 - ・やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、三条市及び燕市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
 - ・工事において安全確保が不十分と判断される場合は、三条市及び燕市が認定計画提出者

- に対し、是正を求める場合があります。
- ・認定計画提出者は、工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、三条市及び燕市に書面で報告してください。
 - ・認定計画提出者は、施設が設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査を実施してください。
 - ・認定計画提出者は、工事完了及び社内検査終了後、三条市及び燕市へ完了届を提出し、完了確認を受けていただきます。整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。
- ⑭ 既存の構造物について、記念碑・モニュメント、地下水位観測用井戸は基本的に現位置に残置するものとしますが、事業者の提案により、別途協議し、移設することが可能です。その際の移設に係る費用は認定計画者の負担とします。
- ⑮ 耐震性貯水槽設置箇所は整備対象区域に含まれますが、上部に公募対象公園施設など建築物を整備することはできません。
- ⑯ 公園内の上空にある高圧送電線との離隔距離は3.6m以上確保してください。
- ⑰ 出入り口の切り下げ工事に係る費用は認定計画者の負担とします。

(3) 管理運営に関する条件

- ① 公募対象公園施設の管理運営は、認定計画提出者が費用を負担し責任をもって実施してください。
- ② 公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営とし、持続的に運営可能な事業計画の提案を行ってください。
- ③ 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な人員を配置し、三条市及び燕市からの指示や連絡に対して、迅速に対応できる体制としてください。また、本公園は、緊急避難場所に指定されていることから、地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理運営が可能な体制としてください。
- ④ 実施する事業において、特定の会員のみが利用できるなど「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う運営はできません。
- ⑤ 公募対象公園施設の営業は、利用者の利便性を考慮し、原則通年営業を基本とします。
- ⑥ 営業時間については原則制限しませんが、周辺環境に配慮した時間を設定してください。夜間及び朝の営業については、大きな音、振動、過度な照明等を行わないなど配慮してください。
- ⑦ アルコール類について、施設内での販売は可能としますが、自動販売機による販売は認めないものとします。
- ⑧ 施設の運営に必要なインフラ（電気、ガス、上下道、排水設備等）の使用料は、認定計画提出者の負担とします。各種設備等の保守点検についても認定計画提出者にて負担していただきます。
- ⑨ 高齢者や子ども連れ、障がい者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- ⑩ 特定公園施設と一体的に魅力向上が図れるような管理運営の内容としてください。
- ⑪ 公園使用料は、年度ごとに三条市及び燕市が発行する納入通知書により、三条市及び燕市が指定する期日までに納付していただきます。許可日が属する年で、許可期間が1年に満たない場合は、月割計算により納付していただきます。
- ⑫ 公募対象公園施設の運営に当たり、以下に該当するものは除きます。
- ・政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
 - ・青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等
 - ・騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体及びその

- 利益となる活動を行う者の活動
- ・上記のほか、公園利用との関連性が低く、三条市及び燕市が必要とみなすことができないと判断する行為

(4) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能な場所は図2に示す整備対象区域内とします。

(5) 公募対象公園施設の設置管理許可及び供用開始時期

- ・公募対象公園施設の設置管理許可は、基本協定締結及び設計内容承諾後となります。
- ・供用開始は、令和7年3月の予定です。なお、具体的な供用開始の時期については、三条市及び燕市との協議により決定します。

(6) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、公募設置等計画に記載した使用料の額を三条市及び燕市に納付いただきます。

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。御提案いただく使用料は、最低額以上としてください。

【公募対象公園施設の使用料の下限】

公募対象公園施設の使用料の下限	0円/㎡・年
-----------------	--------

なお、許可面積には建築物の範囲以外に、カフェ等を設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない部分の面積も含めます。また、許可面積の決定に当たっては、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、三条市及び燕市が精査の上、決定するものとします。

また、認定計画提出者の収支計画と実績を踏まえて想定以上の収益がある場合は、想定以上の収益の一部を三条市及び燕市に還元するものとします。還元する金額の算定方法等については事業者からの提案に基づき三条市及び燕市と協議して決定するものとします。

公園使用料＝事業期間×年額公園使用料×対象面積

2 特定公園施設の建設に関する事項

(1) 特定公園施設の種類

次の公園施設を整備してください。また、遊具等その他の公園施設を整備することも可能です。

建設施設（必須）：園路、広場、駐車場*1、トイレ*2及び照明

- *1 駐車場について、パーキングシステム等により料金徴収を行う有料駐車場については、公募対象公園施設として取り扱います。
- *2 公募対象公園施設に、特定公園施設の利用者が常時（24時間）使用可能なトイレを設置した場合は、省略することができます。

(2) 整備に関する条件

- ① 図2に示す整備対象区域内において、公募対象公園施設と一体となったにぎわいを創出する空間を提案いただき、整備してください。
- ② 整備する施設については、計画の数量・位置を明確にし、都市公園であることに配慮し、公募対象公園施設と一体的なデザインとして計画してください。
- ③ 特定公園施設として整備した施設は、整備後、三条市及び燕市へ無償で譲渡していただきます。
- ④ 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらないよう公園の安全性に配慮してください。

(3) 設計・工事等について

- ① 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を三条市及び燕市に提出し、内容について承諾を受けていただきます。設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求める場合があります。
- ② やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、三条市及び燕市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ③ 特定公園施設の設計に当たり、認定計画提出者は、新潟県土木工事標準仕様書に基づき設計を行っていただきます。設計図書の内容が三条市及び燕市の要求水準に満たないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、認定計画提出者の責任及び費用において修正を求める場合があります。
- ④ 特定公園施設の工事については、認定計画提出者は、新潟県土木工事標準仕様書及び工事の施工方法に関する公的基準等に従って施工してください。これらに定めのない事項については、三条市及び燕市と協議の上、適切に施工してください。
- ⑤ 特定公園施設の整備に伴う工事エリアは、都市公園法第5条第1項に基づく都市公園設置許可を受けるものとしますが、この場合の設置許可使用料については免除します。
- ⑥ 特定公園施設の建設は、基本協定締結及び設計内容承諾後から着手し、令和7年3月の供用開始を予定しておりますが、具体的な時期については、三条市及び燕市との協議により決定します。工事完了後は、三条市及び燕市の完成検査を受けていただきます。
- ⑦ 工事において、安全確保が不十分と判断される場合は、三条市及び燕市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ⑧ 認定計画提出者は、工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、三条市及び燕市に書面で報告してください。
- ⑨ 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査を実施してください。
- ⑩ 認定計画提出者は、工事完成及び社内検査終了後、三条市及び燕市へ完成届を提出し、三条市及び燕市は完成検査を実施します。検査の結果、整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。完成検査により設計図書に従い整備されたことが確認できた場合において、三条市及び燕市に引き渡すものとします。
- ⑪ 駐車場は、公募対象公園施設の利用者によって、公園利用者の利用の妨げにならないよう計画し、管理、運営してください。
- ⑫ 遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）（国土交通省）を踏まえた計画としてください。
- ⑬ 本公園は、緊急避難場所に指定されていることから、避難可能なスペースを設けてください。（参考：500m範囲の行政区人口（R4.3.31現在）約4,000人）
- ⑭ 特定公園施設は、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮し、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき整備するよう努めるものとします。

(4) 植栽の取扱いについて

- ① 既存植栽を伐採する際には、抜根も含めて行ってください。また、過年度に伐採した際に残っている切り株についても、抜根してください。
- ② 現状の樹木の状況を確認した上で、樹木の間伐や更新、土壌改良等により、健全な樹木環境となるよう整備をしてください。
- ③ 新たに樹木や草花を植えることは可能です。
- ④ 特定公園施設の整備により、樹木の伐採に着手する際には、三条市及び燕市と協議の上で決定します。

(5) 特定公園施設の整備費用の負担

特定公園施設の整備に要する費用は、認定計画提出者の負担となります。

3 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

自転車 駐車場	<ol style="list-style-type: none">① 園内にレンタルサイクルポートなど公園利用者に限定しない自転車駐車場を設置することが可能です。ただし、レンタルサイクルポートなどの自転車駐車場の設置については、地域の活性化に資するものであり、関係機関等との協議が整った場合において設置できるものとします。② 設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により協議の上、決定するものとします。③ ①に該当しない自転車駐車場については、次のとおり取り扱います。 有料：公募対象公園施設 無料：特定公園施設
看板又は 広告塔	<ol style="list-style-type: none">① 園内に地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔を設置することが可能です。文化、芸術、スポーツイベントの告知等地域における催しに関する情報の提供を主たる目的として設置されるもので、地域住民の利便の増進に資するものとします。② 設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により協議の上、決定するものとします。

(2) 利便増進施設を設置する場合の使用料

利便増進施設を設置する場合の使用料は無料とします。

4 公園と一体となった道路空間に関する事項

(1) 提案内容

国道 289 号の自転車歩行者道・植樹帯（図 2 参照）について、公園と一体となった道路空間の利活用方法の提案を募集します。土地利用や施設配置が分かる資料を提出してください。利活用の範囲等は自転車歩行者道・植樹帯の区域内で認定計画提出者の提案とします。

(2) 道路の位置付け等

三条市及び燕市が道路管理者である新潟県と協議し、許可を受けた上で、認定計画提出者から管理運営して頂くことを想定しています。

(3) 提案の条件等

- ・三条燕IC交差点の形状を変更しない提案としてください。
- ・自転車歩行者道の付け替えは可能ですが、機能を確保してください。
- ・自転車歩行者道は、道路構造令に基づく構造としてください。

(4) 整備について

整備に係る費用は認定計画提出者の負担とします。

5 須頃郷第1号公園の環境の維持及び向上を図るための管理運営事項

(1) 公募対象公園施設の管理運営について

三条市及び燕市は、公募対象公園施設の管理運営においては、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、認定計画提出者に維持管理及び運営を行っていただきます。

(2) 特定公園施設の管理運営について

三条市及び燕市は、全ての特定公園施設の引渡し後において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者に特定公園施設の維持管理及び運営を行っていただきます。

(3) 利便増進施設の管理運営について

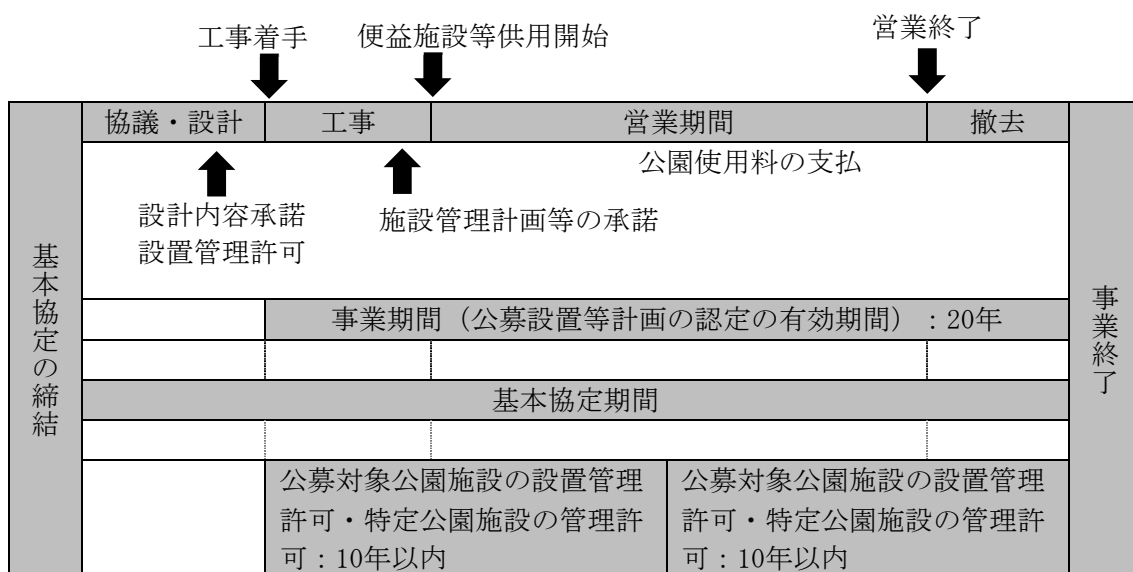
三条市及び燕市は、利便増進施設の管理運営においては、都市公園法第6条に基づく占用許可により、認定計画提出者に維持管理及び運営を行っていただきます。

6 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、公募設置等計画の認定日とは別に三条市及び燕市が定める日から20年間を基本とします。有効期間には、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の撤去に要する期間を含みます。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可の期間及び特定公園施設の管理許可の期間は、当初10年以内とします。認定の有効期間内に更なる許可申請があった場合、認定の有効期間内の事業終了までの間で1回の更新許可を与えることとします。

【事業期間と公募対象公園施設の設置管理許可期間の関係】



第3章 公募の実施に関する事項等

1 公募への参加資格等

(1) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- ② 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続に入っている法人
- ③ 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- ④ 公募設置等指針配布日から設置等予定者決定通知日までの間に、「三条市建設工事請負業者等指名停止措置要領」第2条第1項及び「燕市建設工事請負業者等指名停止措置要領」第2条第1項に規定する指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- ⑤ 直近の2年間において、法人税、本店所在地の法人都道府県民税及び法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当するもの
- ⑦ 法令等の規定により許認可が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していないもの
- ⑧ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

(2) 応募者の資格

- ① 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- ② グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ③ 代表法人は、当事業の業務を統括する責務を負うこととします。
- ④ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- ⑤ 応募法人等は、特定公園施設の管理業務を実施する法人を定めてください。当該法人は、公園又はそれに類する広場（民間施設含む）の管理業務実績を有することとします。
- ⑥ 応募法人等は、特定公園施設の建設業務を実施する法人を定めてください。当該法人は、令和4年度三条市競争入札参加資格者名簿又は燕市競争入札参加資格者名簿に登録され、申請業種「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「造園工事」のうち、いずれかの指名競争入札参加者資格を有し、かつ公園又はそれに類する広場（民間施設を含む）の建設工事実績を有することとします。
- ⑦ 応募法人等は、特定公園施設の設計業務を実施する法人を定めてください。当該法人は、技術士（建設部門）、一級建築士のいずれかの資格を有し、かつ公園又はそれに類する広場（民間施設含む）の設計に携わった実績を有する技術者を配置してください。
- ⑧ 応募法人等は、⑤、⑥、⑦の応募者の資格について、それぞれ資格実績を有する法人に外部委託することもできます。

(3) 応募条件

- ① 複数応募の禁止
 - ・単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員になれません。
 - ・応募した複数グループにおいて、同時に構成員になれません。

② グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成法人等の変更は原則として認めません。ただし、構成法人等については、業務遂行上支障がないと三条市及び燕市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出等を求めることもあります。

③ その他

設置等予定者は、選定後に自己都合による辞退はできません。

2 設置管理の許可

三条市及び燕市は、選定した認定計画提出者と基本協定書を締結の上、細目協議を行います。協議が成立し、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計内容を承諾した後、都市公園法第5条第1項に基づき、認定計画提出者は公園施設の設置管理許可申請を行い、設置管理許可を受けてください。

第4章 公募の手續に関する事項等

1 スケジュール

公募設置等指針の公表	令和4年12月19日
公募参加事業者説明会の応募期限	令和5年1月17日まで
公募説明会の開催	令和5年1月24日
質問書の受付	令和5年1月25日から2月28日まで
質問書に対する回答	随時
応募書類の受付	令和5年5月15日から6月23日まで
提案内容プレゼンテーション	令和5年7月中旬
選定結果の通知	令和5年9月中旬
選定結果の公表	令和5年9月中旬

2 応募手続き

(1) 公募説明会

公募の実施方法について、参加を希望する事業者を対象に説明会を開催します。参加を希望される方は、期日までに様式1「公募説明会 参加申込書」に参加者氏名、所属法人部署名（又は所属団体名）、電話番号、Eメールアドレスを明記の上、下記によりお申込みください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Webでの開催といたします。

【説明会】

日 時： 令和5年1月24日（火）15時から

【申込方法】

申込期間： 令和4年12月20日（火）から令和5年1月17日（火）まで

申 込 先： E-mail: kensetu@city.sanjo.niigata.jp

※メール件名は【須頃郷第1号公園公募説明会参加申込】としてください。

※メールに様式1「公募説明会 参加申込書」を添付してください。

【留意事項】

- ・説明会への参加は公募への参加の条件ではありません。
- ・参加申込をされた方には、後日メールでZoomのURLを送付いたします。

(2) 質問及び回答

公募に関する質問を下記により受け付けます。なお、法人グループで提案する場合の質問は、代表者が取りまとめて行ってください。

【受付期間】

令和5年1月25日（水）から令和5年2月28日（火）まで

【受付方法】

様式2「質問書」に質問を記入の上、メールで提出ください。

送付先： E-mail: kensetu@city.sanjo.niigata.jp

※メール件名は【須頃郷第1号公園公募質問】としてください。

【回答】

質疑に対する回答は、メールにて返信するほか、三条市及び燕市のホームページに掲載します。

(3) 公募設置等計画等の受付

【申込方法】

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出

してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」のとおり

受付期間：令和5年5月15日（月）9時から令和5年6月23日（金）17時まで

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行ってください。）

受付場所：三条市役所 建設部 建設課（新潟県三条市旭町2丁目3番1号）

【公募設置等計画等作成の注意事項】

1) 一般的事項

- ・公募設置等計画等の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- ・公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使ってください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満たすとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求め場合があります。

2) 応募申込書、誓約書、応募参加資格関連書類及び応募資格関係書類

- ・A4版、左綴じ、応募法人又は応募グループごとに1分冊として提出してください。

3) 公募設置等計画、管理運営計画

- ・A4判縦置きまたはA3判横置き、横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。図を用いる場合等の文字については、この限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。

4) 電子データ

- ・提出書類一式を電子データ化したものをCD-R等電子媒体にて1部提出してください。
- ・データはPDF形式とし、テキスト情報を含んだものとします。テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化したもので構いません。

表一2 【公募設置等計画等関係書類一覧】

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1 応募申込書	様式3-1	1部	1部
2 (1) 誓約書	様式3-2	1部	1部
(2) 委任状	様式3-3	1部	1部
3 事業体制表	様式4	1部	13部
4 応募参加資格関連書 (応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出)			
(1) 定款又は寄付行為の写し	任意様式	1部	1部
(2) 法人登記簿謄本及び代表者の印鑑証明	各種証明書	1部	1部
(3) 役員名簿	様式5	1部	1部

(4) 過去2年間の法人税、本店所在地の法人都道府県民税及び法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	各種証明書	1部	1部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	関係法令に定める様式	1部	1部
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	関係法令に定める書式	1部	1部
(7) 財務状況表	様式6	1部	1部
5 応募資格関係書類（該当する法人について提出）			
(1) 維持管理業務に係る業務委託等の実績を証する書類	様式7-1	1部	13部
(2) 建設に係る工事の実績を証する書類	様式7-2	1部	13部
(3) 技術者に係る設計の実績を証する書類	様式7-3	1部	13部
(4) 技術者の資格を証する書類の写し	各種証明書	1部	13部
6 公募設置等計画 表紙			
(1) 全体計画 ①事業の実施方針 ②事業実施体制 ③施設の配置計画 ④事業スケジュール ⑤事業収支計画 ⑥リスク管理や事業継続性 ⑦公園や地域への貢献	様式8-2 様式8-3-1, 2	1部	13部
(2) 公募対象公園施設に関する計画 ①設置又は管理の目的 ②施設の概要 ③関連図面（各種図面、イメージパース等）	様式8-4	1部	13部
(3) 特定公園施設に関する計画 ①設置又は管理の目的 ②施設概要 ③工事費内訳書 ④関連図面（各種図面、イメージパース等）	様式8-5 様式8-6	1部	13部
(4) 利便増進施設に関する計画 ①設置又は管理の目的 ②施設概要 ③関連図面	様式8-7	1部	13部
(5) 道路施設（国道289号）に関する計画 ①設置又は管理の目的 ②施設概要 ③関連図面	様式8-8	1部	13部
(6) 価格提案書	様式8-9	1部	13部
7 管理運営計画 表紙			
	様式9-1	1部	13部

(1) 施設全般の管理運営に関する計画 ①公園の賑わい向上や集客につながる企画の考え方 ②全体の維持管理について	様式 9-2	1 部	13 部
--	--------	-----	------

【応募書類の取扱い】

- ① 著作権の帰属
応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、設置等予定者の選定結果の公表等に必要な場合には、三条市及び燕市は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- ② 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ③ 費用負担
応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ④ 応募の辞退
応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

3 受付期間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

4 審査方法等

(1) 審査の流れ

以下の手順に従って審査・評価します。

ア 資格等の審査

提出されたすべての公募設置等計画等は、まず事務局において、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。この審査において、必要がある場合は、提出された書類の記載内容について応募者に説明を求めることがあります。

誤字・脱字など、内容の変更を伴わない明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとし、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なものは、事務局が補正要求を行います。事務局が定めた期限内に補正要求に応じない者の公募設置等計画については、失格とします。

なお、失格となった提案の応募者には、令和5年7月頃までにその旨の文書で通知します。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画等が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 設置等予定者の選定

資格等審査を通過した提案について、都市公園法第5条の4第2項に基づき、設置された「須頃郷第1号公園設置等予定者選定委員会」（以下、「選定委員会」という）において、評価を行います。

表－3で示す評価の基準に基づいて公募設置等計画及びプレゼンテーションにより点

数評価を行い、得点の最も高い団体を設置等予定者候補として選定いたします。

なお、プレゼンテーションは20分を予定しております。プレゼンテーション用の資料はパワーポイント形式とし、作成したデータをCD-R等電子媒体で令和5年7月10日(月)までに提出してください(PC及びプロジェクターは事務局で準備)。審査当日の資料追加は不可とします。

(2) 選定委員会

三条市及び燕市は、公募設置等計画等の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画等について表-3の評価項目、内容に基づき審査を行い、設置等予定者候補及び次点提案を選定します。

(3) 評価の基準

三条市及び燕市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価します。

表-3 【評価の項目及び内容】

分類	評価項目	小項目	評価の視点	点数	
全体計画	事業の実施方針	事業コンセプト	○設置等指針に示す本事業のコンセプトを十分に理解し、それに合った提案となっているか ○地域特性等を踏まえた、魅力あるコンセプトとなっているか	15	30
		全体事業計画	○多くの人が集い交流できる魅力的な空間となりうるような提案となっているか ○周囲との動線の機能性を確保した提案となっているか ○設計、工事から開園までのスケジュールが適切に組み立てられているか ○公園と一体となった国道289号の利活用方法について、魅力ある具体的な提案となっているか	15	
	事業実施体制及び資金計画	事業実施体制	○応募法人等の財務体質は健全かつ実績は十分であるか ○応募法人等は十分に実行力のある業務実施体制を構築しているか	10	40
		収支計画	○初期投資に係る資金計画及び事業継続に係る収支計画が適切であるか ○特定公園施設へ十分な収益還元が可能な収支計画となっているか	20	
		リスク管理	○社会情勢の変化等、不測の事態発生時におけるリスク管理等が適切であるか	10	
整備管理運	施設の整備計画	公募対象公園施設	○公園にふさわしい施設で、賑わいを創出可能な魅力ある業種・業態が提案されているか。 ○周辺環境と調和した魅力的なデザイン・空間を備えた施設となっているか ○集客性の向上に資するような独自性のある施設で、特	20	40

営 計 画		定公園施設を活かした提案となっているか ○ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した施設となっているか			
	特定公園施設	○公募対象公園施設と相まって公園全体の魅力を向上し、賑わいを創出可能な提案となっているか ○公募対象公園施設と調和のとれた規模、配置、デザインとなっているか ○不特定多数の利用者が利用しやすい空間であり、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した施設となっているか ○駐車場整備にあたり、周辺の交通環境に配慮し、誰もが利用しやすく、安全な計画となっているか	20		
	施設 の 管 理 運 営 計 画	公募対象公園施設及び特定公園施設	○年間を通じ円滑で効率的な管理体制となっているか ○平常時及び災害時における安全・安心に配慮した管理運営計画となっているか ○トイレ、遊具、広場及び植栽など施設の維持管理方法が適切であるか	20	30
		公園及び地域への還元・貢献活動	○公園の魅力を高め、賑わいの向上や集客に繋がるイベントなどが提案されているか ○公園利用者や地域への還元・貢献などの良質なアイデアが提案されているか	10	
価格提案	公園施設設置等使用料に係る提案価格	○公募対象公園施設に係る使用料の額 【得点=5点×(応募者の提案額/最も高い提案額)】	5	5	
その他	地域への配慮	○応募法人等に三条市・燕市のいずれかに本社・本店を有する法人が含まれているか	5	5	
合 計				150	

(4) 結果通知

選定結果は、応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知します。選定結果は、選定された団体の氏名又は名称（グループによる応募の場合は代表法人及び構成法人の氏名又は名称を含む。）、選定された提案の概要及び審査講評（概要）とあわせて、三条市及び燕市のホームページに掲載することにより公表しますので、あらかじめご了承ください。

なお、選定されなかった応募者には、当該応募者の評価点をお知らせすることができますので、ご希望の場合はこの公募設置等指針に記載の事務局までお申し出ください。

(5) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募者は、設置等予定者候補及び次点提案選定前までに、設置等予定者の選定に関して、自ら又は第三者をして選定委員会委員に接触を図り、働きかけるなどの行為は厳に慎んでください。万一、こうした事実が認められた場合には、当該応募者は失格とします。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

5 公募設置等予定者等の決定

三条市及び燕市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。三条市及び燕市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

また、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の両方又は次点者について、該当者なしとする場合があります。

6 公募設置等計画の認定

三条市及び燕市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて三条市及び燕市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合があります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

7 認定公募設置等計画の変更

各種調査等の実施により認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、三条市及び燕市と協議の上、都市公園法第5条の6第1項に基づき三条市及び燕市の認定を受けていただく必要があります。

変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合する場合に限り、変更の認定を行うことができます。

8 契約の締結等

(1) 基本協定

認定計画提出者は提案した事業の内容に基づき、三条市及び燕市と協議の上、本事業を実施するために必要な事項を示す基本協定を締結します。基本協定書の案は、資料1に示す基本協定書（案）のとおりです。

(2) 公募対象公園施設の設置管理許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設について、工事着手までに都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可もしくは管理許可を受け、認定計画提出者の負担において、整備・管理運営を行っていただきます。なお、認定計画者は、許可の権利を他人に譲渡、転貸することはできません。

(3) 特定公園施設建設・譲渡契約

・認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、三条市及び燕市と「特定公園施設・譲渡契約」を締結します。

(4) 利便増進施設の占用許可

・利便増進施設を設置する場合、設置工事着手前までに都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受け、設置・維持管理を行っていただきます。

9 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は三条市及び燕市の承認を得て別の民間事業者による事業を承継することができます。承継しない場合は、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の原状回復を行わない場合、三条市及び燕市は、認

定計画提出者に代わり撤去工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

10 法規制等

公募設置等計画の内容及び事業の実施にあたっては、都市公園法、三条市都市公園条例、燕市都市公園条例、新潟県屋外広告物条例、建築基準法、消防法、都市計画法、文化財保護法及びその他各種関係法令等を遵守してください。事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。

問合せ先

担 当 : 「須頃郷第1号公園」整備準備委員会 事務局
三条市 建設部 建設課 内
所在地 : 〒955-8686
新潟県三条市旭町2丁目3番1号
電 話 : 0256-34-5714 (直通)
F A X : 0256-32-6677
E-mail : kensetu@city.sanjo.niigata.jp

〈添付資料〉

- 図1 : 案内図
- 図2 : 平面図・整備対象区域図
- 図3 : 既設埋設物位置図
- 図4 : 横断面図
- 図5-1 : アクセス経路図【自動車】
- 図5-2 : アクセス経路図【歩行者】
- 資料1 : 基本協定書(案)